

(別紙) 審査基準

審査項目		審査内容
1. 基本的事項		
①	事業者としての適格性	・公募要領 3. 「2」連携体に参加する事業者が満たすべき基礎的な要件」に記載の要件をすべて満たしているか。
②	財務的基盤	・補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できるか。
2. 事業の内容に関する事項		
2-1. 趣旨理解・目的との整合性		
①	背景理解	・これまで政府として施策が推進されてきた背景や社会課題、関連する産業界の動向を理解できているか。
②	事業参画に係る意義・目的	・本事業の実施趣旨を理解し、それに見合った適切な提案内容となっているか。 ・実証事業以降の中長期的なビジョンを持って、事業に取り組んでいるか
2-2. 実証計画・内容の妥当性		
①	目標設定	・実証事業の背景、意義、目的を踏まえて、適切かつ具体的な重要目標達成指標 (KGI) が設定されているか。 ・KGIを達成するために必要な取組の整理が行われ、具体的な重要業績評価指標 (KPI) が設定されているか。
②	スケジュール	・目標の達成に向けたマイルストーンと取組内容の流れが明確になっているか。 ・マイルストンの達成に向けた実現可能かつ妥当な取組実施スケジュールになっているか。 ・昨今の市場動向等の影響を見据えた計画が立てられているか。
③	効果測定方法	・設備の導入による効果をどの様に測定するかが明確に決められているか。 ・適切に効果を測定できる環境、体制が整っているか。
④	監査対応	・公正明瞭に事業を推進するために、監査対応を適切に行う体制を整備しているか。
⑤	経費の妥当性	・事業を円滑に必要な経費が適切に含まれているか。 ・事業推進に不要と考えられる経費が計上されていないか。
⑥	実証実施に向けた能力	・補助事業実施のための技術的能力が備わっているか。
2-3. 実証内容の展開性・波及効果		
①	他事業者への展開性 (事業モデルの再現性)	・他事業者・他拠点においても導入が期待できる取組・技術であるか。横展開が容易であるか。
②	連携の強化	・連携体において、より多くの荷主を巻き込むことができているか。 ・企業規模・業種の異なる事業者と連携することができるか。
③	物流の標準化	・物流の標準化に資する取組であるか。 (例) 物流資材 (パレット・オリコン等) の標準化、物流データの標準化、荷姿の標準化
④	省力化効果	・機械やシステムを導入することにより、高い省力化効果を生み出すことができているか。
⑤	物流の共同化	・共同輸配送を推進する取組であるか。(例) 共同輸配送を実現するための物流データのプラットフォーム構築 ・物流拠点のシェアを行う取組であるか。(例) 自動倉庫を導入した物流拠点での実証
3. 加点項目		
①	賃上げを表明している事業者	・以下いずれかの条件を満たした「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を事務局に提出している場合は加点。 ①補助事業者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額 (※)」を【大企業：3%・中小企業：1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ②暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額 (※)」を【大企業：3%・中小企業：1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」 ※中小企業等とは、法人税法 (昭和40年法律第34号) 第66条第2項、第3項及び第6項に規定される。資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。